第3号様式(第15条、第17条、第18条関係)

事業者排出量削減計画書

				☑ 新規				変更			
(宛 先) 京都府知事 住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)			氏名(法人にあっては、名称及び代					平成29年 9月 31日 表者の氏名)			
東京都千代田区霞が関一丁目3番2号			日本郵便株式会社					八八石)			
У1477 ЦВ Т Т СП ПП ВСТ		代表取締役社長 横山 邦男									
				電	話	03 - 35	04-	4401			
主たる業種	郵便業						細分類番号	8	6	1 1	
			\ <u></u>	1 笙19	条第1項	笙 1				- 1	
事業者の区分	 京都府地球温暖化対策条例施行規則			□ 第12条第1項第2号又は第3号							
事業有の区方 京都州地域価域化対象条例施行規則											
		□ 第12条第 1 項第 4 号									
計 画 期 間	平成29年4月から平成32年3月まで										
基 本 方 針	日本郵便株式会社の事業活動に伴って発生する温室効果ガス発生量を、平成28年度排出量を基準に3年平均で3.3% の削減を目指す。										
計画を推進するための体制	郵便局長は定められた「環境マニュアル」に基づき、自局における省エネルギーの推進を図り、数値目標の達成に取り組む。									達成	
温室効果ガスの排 出の実績及び削減 の目標	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (26~28) 年度		年度 年度	第2年 (30) 年		第3年度 (31)年度	増	減	率	
	事業活動に伴う排出の量		16, 707.		16, 334. 2	トン	15,961.0 トン	-3. 3		バーセント	
	評価の対象となる排出の量		16, 362.	4 トン	15, 988. 2	トン	15,615.0 トン			バーセント	
	目 標 の 根 拠 京都府が設定した業務部門の目標削減率である年平均3%を超える、年平均3.3%の削減を目指す。										
原単位当たりの温 室効果ガス排出量 等	事業の用に供す る建築物の用途 原 単 位 の 指 標	基準年度 (28) 年度		年度 年度	第2年(30) 年		第3年度 (31)年度	増	減	率	
	事業活動に伴う排出の量	71.85		71. 06		· 47	67.88	-3. 31		パーセント	
	事業/列 (延床面積÷1,000) 事業活動に伴う排出の量									パーセント	
	()									ハーセント	
		・牛牛均3.31%の削減を目指9。									
重点的に実施する取組の実施計画		基準年度 (28) 年度		年度 年度	第2年(30)年		第3年度 (31)年度	備		考	
重 ぶ り に メ	20.0 to	61.0				61.0					
具体的な取組及び措置の内容	(29) 年 度 総電気使用量を対基準年度(28年度)年平均1.5%削減する。										
	(30) 年 度 総電気使用量を対基準年度(28年度)年平均4.5%削減する。										
	(31) 年度	31) 年 度 総電気使用量を対基準年度 (28年度) 年平均7.5%削減する。									
通勤における自己 の自動車等を使用 することを控えさ せるために実施し ようとする措置											
	措 置 の 内 容!	容 特になし									
	上 記 の 措 置 を 採 用 す る 理 由 局舎の立地、勤務時間帯等により自家用車でなければ通勤不可能な場合 があるため、特に制限はしていないもの。										
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その 他の地球温暖化対策により削減する 量	区 分	第1年度		第2			第3年度	備	î	考	
		(29) 年度		(30)	年度		(31) 年度			•	
	森林の保全及び整備によるもの		トン		トン		トン				
	府内産の木材の利用によるもの		トン		トン		トン				
	再生可能エネルギーを利用した電力又 は熱の供給によるもの		トン		トン		トン				
	グリーン電力証書等の購入によるもの		トン		トン		トン	L			
	温室効果ガス排出量の削減効果分又は温 室効果ガスの吸収効果分の購入によるも の		トン		トン		トン				
	合 計	0.0	トン	(0.0 トン		0.0 トン				
地球温暖化対策に 資する社会貢献活 動	特になし										
特 記 事 項	特になし										

- 注 1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。 2 「細分類番号」とは、統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。

 - 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。 5 「重点的に実施する取組の実施計画」には、温室効果ガスの排出の量を削減するために重点的に実施する取組の実施率を地球温暖化対策指針で定める 方法により算出して記入し、その算出の根拠となる資料を添付してください。